

# 埼玉県議会議員一般選挙

(西第7区川越市)選挙管理委員会事務局

告示日 3月29日(金)  
投票日 4月7日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

TEL 224-6120  
FAX 226-7713

## 投票できる方

投票できるのは次の全てに該当する方です。ただし、投票する前に県外へ転出した方は投票できません。

①平成13年4月8日までに生まれた日本国民

②平成30年12月28日までに住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方

ただし、県内他市町村へ転出した方でも、市内の投票所で投票できる場合があります(県内他市町村へ転出した方の投票をご確認ください)。

\*川越市の選挙人名簿に登録されている方でも、特別な事情で選挙権を失った方、誤って登録されていた方などは投票できません。

## 県外から転入した方の投票

平成30年12月28日までに川越市へ転入届を提出している方は、投票できます。12月29日以降に転入届を提出した方は投票できません。

## 県内他市町村から転入した方の投票

平成30年12月28日までに川越市へ転入届を提出している方は、市内の投票所で投票できます。12月29日以降に転入届を提出し、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の市町村で投票できます。この場合は、市町村が発行する引き続き県内に居住していることの証明書または住民票の写しを提示するか、投票所で引き続き県内に居住していることを申し出て、居住しているか確認を受ける必要があります。

## 県内他市町村へ転出した方の投票

川越市の選挙人名簿に登録されていた方が、県内の他市町村へ転出し、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合は、川越市で投票できます。この場合は、市町村が発行する引き続き県内に居住していることの証明書または住民票の写しを提示するか、投票所で引き続き県内に居住していることを申し出て、居住しているか確認を受ける必要があります。

いるか確認を受ける必要があります。

なお、投票所で居住の確認を受ける際は、時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 投票所入場整理券

入場整理券は告示日以降、封書で郵送します。4月1日(月)までに配達される予定です。

なお、入場整理券がない場合でも、川越市の選挙人名簿に登録されていれば期日前投票所および投票日に指定された投票所で投票できます。入場整理券が届いたら、記載内容を確認してください。



封筒には世帯全員の入場整理券が入っていますので、投票所には本人の入場整理券だけを持参してください。

## 選挙公報

立候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報は、4月5日(金)までに

新聞朝刊(朝日・埼玉・産経・東京・日本経済・毎日・読売)に折り込みます。

また、市役所・市民センターなどにも置いてありますので、投票の参考にしてください。

## 新聞を購読していない方

選挙公報を郵送しますので、同事務局に住所・氏名などを連絡してください。一度連絡をした方には、次の選挙以降も郵送します(市外転出した場合を除く)。

## インターネットの利用が可能な方

告示日以降、準備が整い次第、県選挙管理委員会のホームページに掲載します。

\*選挙公報の掲載は、有権者への啓発・周知のために行うものです。ホームページに掲載された選挙公報を印刷して、不特定多数の者に配布するなどの行為は公職選挙法に抵触することがありますので、十分にご注意ください。

図 投票の流れ(イラストはイメージです)



- ①受付で入場整理券をお渡しください。入場整理券をお持ちでない場合は係員にお伝えください。代理投票または点字投票を希望される場合はその旨お申し付けください。
- ②名簿との照合を行います。本人確認のため名前を読み上げますが、ご了承ください。
- ③投票用紙を受け取ってください。
- ④記載台で候補者1人の氏名を投票用紙に記載してください。
- ⑤投票用紙を投票箱に投函してください。
- ⑥以上で終了です。投票済証を希望する方は係員にお申し付けください。投票済証は1人1枚のみで、投票所を出てからの発行はできませんのでご了承ください。

## 投票の方法

投票所は入場整理券に記載してありますので、ご確認の上、お出掛けください。投票の流れについては、上図をご確認ください。

## 代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わり記載します。また、視覚障害のある方は、点字による投票ができます。

いずれの場合も、投票所で係員にお尋ねください。投票の秘密は固く守られます。

## 18歳未満の方の同伴

投票所には18歳未満の方の同伴が可能です。

ただし、投票の補助をしたり、本人の代理で投票したりすることはできませんので、ご注意ください。

## 開票(即日開票)

開票は、4月7日(日)午後9時から川越運動公園総合体育館で行います。

開票速報は、総合体育館正面玄関に掲示します。夜間に及ぶため、付近の方の迷惑にならないようお願いします。

## 投票・開票速報

投票速報：4月7日(日)午前9時～午後9時30分

表1 期日前投票の日程

| 会場             | 日時                                         |
|----------------|--------------------------------------------|
| 本庁舎7階7A会議室     | 3月30日(土)～4月6日(土)午前8時30分～午後8時               |
| 南公民館(ウエスタ川越1階) | 4月3日(水)～6日(土)午前9時30分～午後8時30分(6日(土)は午後7時まで) |
| メルト(西文化会館)     | 4月3日(水)～6日(土)午前9時30分～午後7時                  |
| 高階市民センター       | 4月3日(水)～6日(土)午前9時30分～午後7時                  |

\* 南公民館は4月6日のみ、終了時間が異なりますのでご注意ください。  
\* 南公民館では駐車券は発券しません(1時間以内であれば駐車料金無料)。

## 投票場所の変更について

左記の投票所は、今回の選挙では、投票場所が従来と異なりますので、ご注意ください。

| 投票区 | 従来の投票場所   | 今回の投票場所      |
|-----|-----------|--------------|
| 1   | 初雁中学校体育館  | 初雁中学校格技棟     |
| 2   | 初雁中学校体育館  | 初雁中学校美術室     |
| 10  | 城南中学校体育館  | 城南中学校美術室     |
| 17  | 芳野中学校体育館  | 芳野中学校美術室     |
| 27  | 高階中学校体育館  | 高階中学校C棟(金工室) |
| 28  | 高階中学校体育館  | 高階中学校C棟(木工室) |
| 41  | 霞ヶ関中学校体育館 | 霞ヶ関中学校特別棟    |

開票速報：4月7日(日)午後10時～

\* 市ホームページ・モバイルサイトで確認できます。

## 投票日当日に投票所へ行けない方へ

■投票日以外なら市内で投票可能な方  
期日前投票をご利用ください。期日前投票の場所と日時は右の表1

のとおりです。

期日前投票を行う際は、宣誓書の提出が必要です。宣誓書は入場整理券の裏面のほか、期日前投票所にも備えてあります。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

## ■市外に長期滞在中の方

滞在地での不在者投票をご利用ください。「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要な事項を記入し、〒350-8601川越市役所選挙管理委員会事務局に郵送してください。投票用紙等を滞在先の住所地へ郵送しますので、投票日の前日までに滞在先の選挙管理委員会に出向き、不在者投票を行ってください。

請求書は入場整理券の裏面のほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、必要事項を満たしていれば書式を用いなくても請求可能です。

\*請求書は本人の自筆が必要です。また、メールやファクスでは請求できません。投票用紙等の郵送には日数がかかりますので、早めに手続き

## 「平成31・32年度入札参加業者の追加登録」を受け付け

契約課 ☎224-5632

Fax 223-1726

市が発注する次の種目の入札参加業者の追加登録を受け付けます。

申請書類は市独自のものと、共同受付に参加している全自治体で共通

してください。

## ■指定施設に入院・入所している方

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている施設では、施設内で不在者投票ができます。施設が指定施設に該当するか、不在者投票を実施できるかは施設にお尋ねください。

## ■重度の障害がある方

あらかじめ選挙管理委員会と審査を行い、条件に該当する方については、郵便等投票証明書を交付します。証明書をお持ちの方は郵送での投票ができます。また、郵便投票が可能な方で、さらに一定の障害がある方については、あらかじめ指定した代理人に記載してもらう代理投票の制度があります(表2参照)。

審査および証明書の発行には時間

ものの2種類があります。

詳しくは、県ホームページ「申請の手引き」をご確認ください。

申請業務：建設工事、設計・調査・

測量、土木施設維持管理(道路・

河川・苑地・下水道)

申請期間：新規申請☎4月1日(月)～

19日(金)▼業種などの追加申請☎4

月1日(月)～26日(金)(各消印有効)

表2 郵便投票および代理記載のできる方

| 郵便投票                                         |                                                                 |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 身体障害者手帳                                      | 両下肢・体幹・移動機能1級または2級<br>心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸1級または3級<br>免疫・肝臓1級～3級 |
| 戦傷病者手帳                                       | 両下肢・体幹で特別項症／第2項症<br>心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓で特別項症／第3項症           |
| 要介護状態区分が要介護5                                 |                                                                 |
| 代理記載                                         |                                                                 |
| 郵便投票の条件に加え、上肢・視覚で身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症／第2項症 |                                                                 |

がかかります。申請は選挙管理委員会(東庁舎3階)で随時受け付けていますので、投票日の4日前までに手続きしてください。手続きは代理で行うことができますが、申請書は本人の自筆が必要です。なお、身体障害

者手帳など障害の程度を示す書類の原本を持参してください。

## 選挙運動用ビラの頒布解禁

公職選挙法改正により、今回の県議会選挙から、候補者は選挙運動用のビラの頒布が可能になりました。

申請方法：申請書類を〒330-9301さいたま市浦和区高砂三

丁目15-1・県入札審査課に郵送(持参不可)

## 自治会に加入しましょう！

地域づくり推進課 ☎224-5705

Fax 224-6705

自治会は、住みよい豊かなまちづ

くりを目指して、各地域において、レクリエーション・環境美化・防災・防犯など、さまざまな活動を行っている自主的な団体です。

自治会に加入し、地域との交流や活動に参加してみませんか。転入や転居に伴い、住んでいる地域の自治会が分からないという方は、同課にお尋ねください。

## 国民年金の手続きを忘れずに

市民課 ☎224・5764

☎226・5091

国民年金は20歳から60歳までの方が加入する公的年金制度です。加入する年金の種類は、第1号被保険者（自営業者など）・第2号被保険者（会社員や公務員）・第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）に分かれます。退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて

年金が受け取れない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

左表を確認し、手続きに必要な物を忘れずに持参してください。

### ■平成31年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額1万6410円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。

また、国民年金保険料をまとめて前払い（前納）すると割り引きされる制度があります。現金での納付

以外に口座振替・クレジットカード・インターネットによる納付も可能です。詳しくは、川越年金事務所 ☎242・2657 にお尋ねください。

### ■ご存じですか？ 学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、申請することで保険料を後払いにすることができます。

なお、前年度に特例が承認されて、今年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付され

| こんな時        | 手続き     | 届け出先                                   | 手続きに必要な物                                                                |
|-------------|---------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 20歳になった     | 加入      | 市民課（本庁舎1階）・市民センター・南連絡所、第3号被保険者は配偶者の勤務先 | マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カード等）・本人確認書類（運転免許証等）・印鑑                            |
| 会社などを退職した   | 加入      | 市民課・市民センター・南連絡所                        | 年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カード等）・本人確認書類（運転免許証等）・印鑑 |
| 配偶者の扶養から外れた | 種別変更    | 市民課・市民センター・南連絡所                        | 年金手帳・健康保険資格喪失証明書など・マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カード等）・本人確認書類（運転免許証等）・印鑑         |
| 口座振替にしたい    | 納付方法の変更 | 銀行・郵便局などの金融機関または年金事務所                  | 口座振替納付申出書・預貯金通帳・届け出印・年金手帳など                                             |
| 納付書を紛失した    | 再発行     | 年金事務所                                  | 印鑑・年金手帳など                                                               |

\*会社に就職したとき、配偶者の扶養になった場合は、勤務先での手続きになります。

る申請書（ハガキ形式）に必要事項を記入し、埼玉広域事務センターに郵送してください。結果通知が届くまでは、約3か月かかります。

ただし、在学する学校等が変わった方、申請書が届かなかった方は、窓口での申請が必要です。

対象：大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生（所得制限あり）

必要な物：新学年の学生証または在学証明書・年金手帳・マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カード等）・本人確認書類（運転免許証等）・印鑑

受付窓口：同課（本庁舎1階）・市民センター・南連絡所

\*2年1か月前までさかのぼって申請する場合は、在学期間を証明する書類が必要です。

## 組織改正のお知らせ

行政改革推進課 ☎224・5505

☎225・2895

平成31年度の組織改正の概要について、お知らせします。

### 課などの見直し

### ■療育支援課の新設（こども未来部）

障害児通所給付費の支給や児童発達支援センターの管理等を行う療育支援課を新設します。

## 固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

資産税課 Tel 224-5642

Fax 226-2539

納税者が、自己の所有する土地・家屋の評価額について、他と比較して適正であるかどうかを確認できます。

縦覧期間：4月1日(月)～5月31日(金)

対象：納税者▼同一世帯の親族▼納税管理人▼相続人代表者▼納税者の委任状(法人の場合は代表者印の押印のあるもの)を持つ方

### 固定資産課税台帳の閲覧

資産税課 Tel 224-5642

Fax 226-2539

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容を確認できます。右記縦覧期間内は「名寄帳兼課税台帳の写し」を無料

交付(1回のみ)

します。なお、

閲覧は、縦覧期

間以降もできます。

対象：固定資産の所有者▼同一世帯の親族▼納税管理人▼相続人代表者▼所有者の委任状(法人の場合

は代表者印の押印のあるもの)を

持つ方



## パパ・ママ応援ショップ優待カードが新しくなります

こども育成課 Tel 224-5724

Fax 224-6705

有効期限が平成31年3月末日となっている現行の「優待カード」を、2022年3月末日まで有効の新しい「優待カード」に更新します。

なお、県公式スマートフォンアプリ「まいたま」内「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を取得すれば、改めて窓口で新しいカードを入手する必要はありません。更新の手間が不要なパパ・ママ応援ショップ優待カードのアプリ版をぜひご利用ください。



スマートフォン・タブレットをお持ちの方は右の2次元バーコードをご利用ください。



対象…18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子または、妊娠中の方がいる家庭

### 新しい「優待カード」の配布方法

■18歳までの子を持つ家庭およびすでに母子健康手帳の交付を受けている家庭

新しい優待カードは、こども育成課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所・証明センターで、子の健康保険証などを確認して配布します。

■これから母子健康手帳の交付を受ける家庭

市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所・証明センター・総合保健センターで、母子健康手帳と同時に配布します。

\*最新の県内協賛店舗の情報は、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援サイトで検索が可能です。

### 縦覧・閲覧の会場、持ち物

会場：同課(本庁舎2階)

持ち物：本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナ

ンバーカード、前年度納税通知書

等)

### 不服審査の申し出

市民税課 Tel 224-5637

Fax 226-2540

固定資産課税台帳に記載された価

格に不服がある場合は、「川越市固

定資産評価審査委員会」へ審査を申

し出ることができます。

申し出先：同委員会(本庁舎2階・市民税課内)

申し出期間：4月1日(月)以降に、納

税通知書の交付を受けた日の翌日

から起算して3か月以内

## ひとり親の方の就業支援

こども家庭課 Tel 224-5821

Fax 225-5218

就職の際に有利となり、生活の安定の助けとなる資格の取得や講座の

受講を支援するため、ひとり親の方に給付金を支給しています。いずれも事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

### ■高等職業訓練促進給付金

看護師(准看護師含む)・介護福祉

## 児童扶養手当等の支給額が変わります

児童扶養手当について=こども家庭課 Tel 224-5821 Fax 225-5218  
特別児童扶養手当について=こども政策課 Tel 224-6278 Fax 223-8786

児童扶養手当と特別児童扶養手当の額は、物価変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制度」が取られています。平成30年全国消費者物価指数の物価変動率(1.0%)が公表されたことを踏まえ、同31年4月から、次のとおり手当額が改定されます。

**児童扶養手当**…父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、父または母に重度の障害のある子どもを育てている方に支給される手当

### 児童扶養手当の支給額

| 子の人数  | 月額(全部支給) | 月額(一部支給)        |
|-------|----------|-----------------|
| 1人目   | 42,910円  | 42,900円～10,120円 |
| 2人目   | 10,140円  | 10,130円～ 5,070円 |
| 3人目以降 | 6,080円   | 6,070円～ 3,040円  |

**特別児童扶養手当**…精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子を育てている方に支給される手当

### 特別児童扶養手当の支給額

| 1級(重度)  | 2級(中度)  |
|---------|---------|
| 52,200円 | 34,770円 |

士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格を取得しようとしている場合に支給します。今後該当が見込まれる方も、ご相談ください。

**対象**…次の全てを満たす方①市内在住のひとり親家庭の親、②現在、

修業と就労または子育ての両立が困難、③児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にある、④課程が1年以上の、前記資格(看護師等)の資格取得養成機関に入り、対象資格の取得が見込まれる

**受給額**…市民税非課税世帯 月額10万円 ▼ 同課税世帯 月額

7万5000円

**受給期間**…上限3年間(36か月)

### ■自立支援教育訓練給付金

教育訓練給付の対象講座を受講した場合に、支払った受講料の一部を支給します。

**対象**…次の全てを満たす方①市内在住のひとり親家庭の親、②児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にある

**対象講座**…雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

**受給額**…受講料の6割(上限20万円、1万2000円以下は支給なし)

\* 一般教育訓練給付金との差額支給についてはお尋ねください。

## 子育てガイドマップ

「こえどちゃん」を公開します

こども政策課 Tel 224-6278

Fax 223-8786

「こえどちゃん」は子育て中の母親たちの視点で作られた子育て情報誌です。

新年度版を4月1日(月)から公開・配布します。休館日や開設日は各施設にお尋ねください。

**電子ブック版**…「市ホームページ」

↓「子育て・教育」↓「子育て情報誌」

報誌

**冊子版**…同課(本庁舎3階)・南連絡所・公民館・こどもの城・川越駅東口児童館・高階児童館・子育て支援センターで配布(なくなり次第終了)



## 住宅改修費用の一部を補助します

産業振興課 Tel 224・5934

Fax 224・8712

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。申し込みは、同課(本庁舎5階)で配布する申請書類に必要事項を記入し直接同課。申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

\*補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず工事着工2週間前までに申請してください。

受付開始日：前期 4月11日(木) 後期 10月10日(木)

\*前・後期ともに補助金が予算額に達した時点で終了します。

対象工事：次の全てを満たす工事①市内施工業者が行う20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事、②他の補助対象工事でない、③前期は9月13日(金)まで、後期は来年2月28日(金)までに完了する工事

対象：次の全てを満たす方①川越市に住民登録がある、②リフォームする住宅の所有者で、その住宅に居住している、③市税に滞納がない

い、④過去に同制度を利用していない

補助額：改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち1000分の5に相当する額で、7万円を限度(10000円未満切り捨て)

## 献血・骨髓ドナー登録にご協力ください

保健総務課 Tel 227・5101

Fax 224・2261

日時：4月25日(木)午前10時～11時45分 午後1時～4時

会場：市役所本庁舎前

\*骨髓ドナーの登録について詳しくは、健康管理課 Tel 229・4124 Fax 225・2817 にお尋ねください。

## ■新社会人応援献血キャンペーン

新たに社会人になった方を対象に、4月から6月まで「新社会人応援献血キャンペーン」を実施します。県内の献血ルームや献血バスで献血にご協力いただくと、埼玉県限定の記念品「白雲石コースター」をプレゼントします(なくなり次第終了)。皆さんのご協力をお願いします。



## 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助します

食品・環境衛生課 Tel 227・5103

Fax 224・2261

市では、飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境を促進するため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施する方に、その手術費用の一部を補助しています。受け付けは先着順で、第1期・第2期共に、補助金が予算額に達した時点で終了します。

詳しくは、市ホームページを確認するか、同課にお尋ねください。

申請期間：第1期 4月1日(月)～9月30日(月) 第2期 10月1日(火)～来年2月28日(金)

申請できる方：市に住民登録がある方

対象となる猫：市内に生息し、飼い主がいらないことを確認した猫(飼い猫は対象外)で、協力動物病院で不妊・去勢手術

（併せて片耳にV字カット）を受ける猫

補助額：不妊手術(メス) 1匹につき7000円 去勢手術(オス) 1匹につき4000円

\*右記を限度額とし、手術費用が限度額に満たないときは、手術費用とします。

申し込み：同課(保健所1階)で配布する申請用紙に必要事項を記入し直接同課

\*必ず手術前に申請してください。

## 「片耳にV字カット」って？

一度不妊・去勢手術をした猫を間違って、もう一度捕獲しないための目印です。



## 引き続き紙類収集のモデル事業を実施します

資源循環推進課 ☎239-6267

☎239-5054

家庭から出される可燃ごみの中には、菓子箱や包装紙などの「紙類」が多く含まれています。これらを分別・資源化し、可燃ごみの減量を図るため、名細地区および霞ヶ関北地区を対象に、紙類の収集機会を増やすモデル事業を実施しています。

収集の拡大に向けて4月以降も引き続き同事業を実施します。対象地区の方には、この広報川越と同時期に「紙類収集拡充モデル事業のパンフレット」を配布しています。詳しくは、パンフレットをご確認ください。

## 仮徴収(年金からの差し引き)を行います

平成30年度に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・

個人住民税が年金から差し引かれていた方は、引き続き4月から仮徴収を行います。差し引き額は平成31年2月と同額です。

ただし、個人住民税は平成30年度の公的年金等に係る年税額の6分の1に相当する額となります。各税(料)金は、昨年中の収入状況を基に6月から7月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、10月(介護保険料は8月)以降分で調整します。

詳しくは、次の各課にお尋ねください。

| 内容         | 担当課                                |
|------------|------------------------------------|
| 国民健康保険税    | 国民健康保険課<br>☎224-5833<br>☎224-7318  |
| 介護保険料      | 介護保険課<br>☎224-5817<br>☎224-5384    |
| 後期高齢者医療保険料 | 高齢・障害医療課<br>☎224-5842<br>☎224-7318 |
| 個人住民税      | 市民税課<br>☎224-5640<br>☎226-2540     |

## 敬老マッサージサービス利用券の交付方法を変更します

高齢者いきがい課 ☎224-5809

☎229-4382



敬老マッサージサービス事業は、市内に住所を有する70歳以上の方があん摩、マッサージ、指圧、鍼灸のいずれかを無料で1回利用できる制度です。

これまで、敬老マッサージサービス利用券は、70歳以上の方に利用券付きハガキで送付していました。4月1日(月)から、

次のとおり窓口での申請方式に変更します。同利用券の交付を希望する方は、申請の手続きをお願いいたします。

### ■申請方法

申請場所にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を提示の上、提出してください。

申請場所：同課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所

必要な物：住所・氏名・年齢を証明する物(運転免許証、健康保険証など)

## 「都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト」へのご協力ありがとうございました

資源循環推進課 ☎239-6267  
☎239-5054

同プロジェクトの回収受け付けは、3月末をもって終了します。

なお、使用済み小型家電の回収は、引き続き行います。4月以降も市役所本庁舎、市民センター等に回収ボックス(投入口10cm×25cm)を常設しますので、ご協力をお願いします。

# 「川越市自殺対策計画」を策定しました

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」

保健予防課 Tel 227・5102  
Fax 227・5108

## 自殺対策計画が目指すもの

同計画は平成28年に改正された自殺対策基本法を踏まえ、川越市の自殺対策をさらに包括的に推進するために策定しました。

全国の自殺者数は平成10年以降、3万人を超える状態が続いていましたが、同22年から8年連続で減少し、同29年の自殺者数は2万1321人でした。

しかし、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は16・8と、いまだ多くの方が自ら命を絶っています。

同計画では、「生きること」を包括的に支えること」を目指しています。失業や多重債務など、生きにくくする要因を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力などの生きる力を増やすような環境を整えます。

そのために、精神保健福祉や医療分野だけでなく教育、労働などの各分野とも連携をさらに強化していきます。

## 市の現状

60歳以上の高齢の方の自殺者が多く、40歳代から50歳代の働く世代の自殺死亡率が高い傾向になっています。

高齢の方においては、本人についての身体の衰えによる健康問題や経済的な問題、家族についての介護問題など、生活する上でのさまざまな悩みや困難が生じていることが考えられます。

働く世代は、家庭や職場の両方で重要な立場に置かれ、心理的にも社会的にも不安やストレスを感じる年代と思われます。

## 計画の位置付け

そこで市では、「高齢者への支援」と「働く世代への支援」を同計画の重点施策として位置付けました。

同計画では、5つの基本施策と8つの主な取り組みに基づき、総合的に自殺対策を推進していきます。

## 支援の方向性（重点施策）

### ① 高齢者への支援

高齢の方や家族が抱える健康や介護、生活などの問題に包括的に対応するため、関係機関の連携を促進します。

また、高齢の方の孤立・孤独を予防するため、見守り体制の整備と、高齢の皆さんが集う場や生きがい発揮の場の提供などにより社会参加を促し、生きやすい地域環境の整備を目指します。

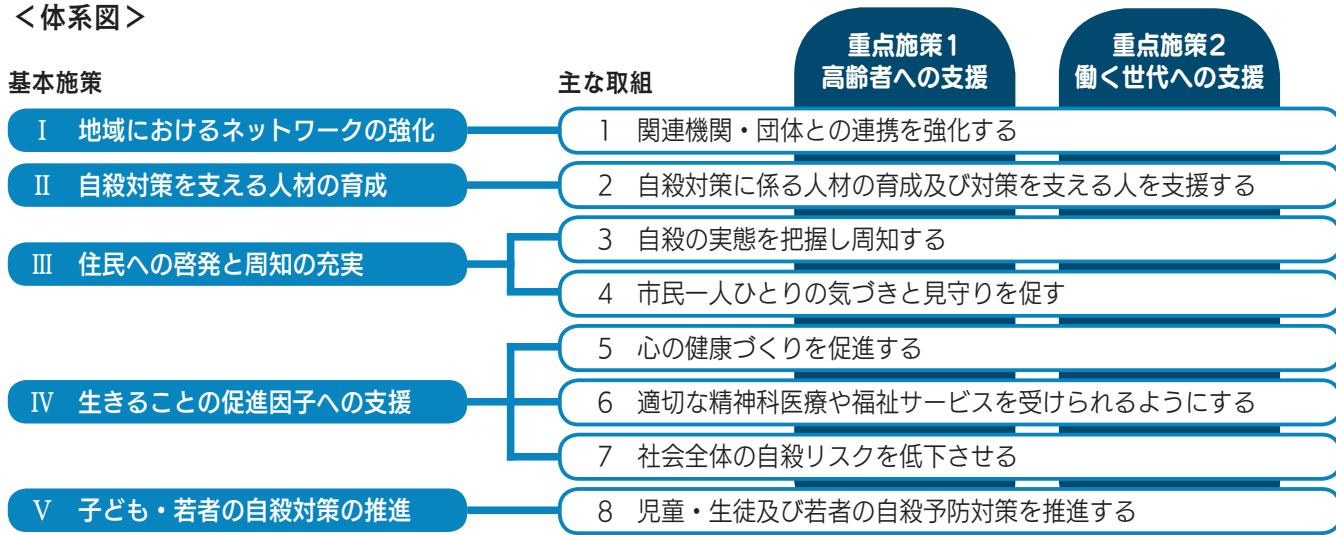
### ② 働く世代への支援

無職の方、失業者に対しては、就職活動を支援する相談窓口や講座などの支援をします。

失業や退職などにより引き起こる経済的な問題に対しては、借金や多重債務などの相談支援や生活困窮者自立支援制度との連動により、包括的に自殺予防を推進していきます。

\* 同計画について詳しくは、同課（保健所1階）にお尋ねください。市ホームページでも確認できます。

## ＜体系図＞



## 自殺予防関連事業およびイベント情報など

自殺対策基本法が平成28年に改正され、3月が「自殺対策強化月間」、9月10日から16日が「自殺予防週間」と定められました。市でも同月間、同週間に合わせて、さまざまな事業等を行っています。今回はその一部を紹介いたします。

### ■自殺予防に関する普及啓発

(欄) 埼玉いのちの電

話、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)と共催



川越駅構内で行った啓発キャンペーンの様子

で、川越駅の構内で啓発キャンペーンを実施しました。また、「かわごえ産業フェスタ」「つばさ館まつり」等でポケットティッシュなどの啓発物の配布を行いました。

そのほかにも、啓発ポスターの配布、踏切における啓



踏切に掲示した啓発看板



啓発ポスター

食事の量が減った、眠れていないようだ、ため息が目立つ、飲酒量が増えた、口数が減ったなど、周囲の人が「いつもと違う」とき、あなたも声を掛けることから始めてみませんか。

発看板の掲示、中央図書館で関連書籍の企画展示と貸し出しを実施しました。



中央図書館で行われた企画展示の様子

### ■ゲートキーパー養成研修

ゲートキーパーとは、周りの人の異変に気付き、必要な専門機関につながる役割を持つ人のことです。受講者が身近なゲートキーパーとして適切に行動できるよう、さまざまな分野において基礎的知識の普及を図っています。これまで介護支援専門員、民生委員・児童委員、養護教諭などを対象に実施しました。

### ■普及啓発講演会

精神保健福祉や自殺対策に関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図ることを目的として、講演会や研修会を開催しています。

### ■ひきこもり公開講座

ひきこもりに関する正しい理解と知識の普及を目的として、公開講座を開催しています。

### ■精神保健福祉家族教室

統合失調症を抱える家族に必要な知識や情報を提供し、家族同士の悩みを分かち合う機会として家族教室を開催しています。

\*ほかにも、さまざまな事業等を実施しています。イベント情報や参加方法等について詳しくは、同課(保健所1階)にお尋ねください。

保健予防課 ☎227-5102 ☎227-5108

## 相談窓口

悩んだら早めに相談を!

精神保健福祉士・保健師によるこころの健康、精神保健福祉に関する相談を受け付けています。お気軽にご連絡ください。電話相談は随時。面接相談は要事前予約。相談者の秘密は守られます。

### うつに関する相談

面接相談日…毎月第1・第3金曜日

### ひきこもりに関する相談

面接相談日…毎月第2金曜日

### アルコールに関する相談

面接相談日…毎月第4金曜日(12月は第3金曜日)

そのほかにも、下記の連絡先でもこころの健康や悩みなどの相談を受け付けています。

### ●県立精神保健福祉センター(来所相談予約専用電話)

☎048-723-6811(祝・休日を除く月～金曜日、午前9時～午後5時)

### ●埼玉県こころの電話(電話相談)

☎048-723-1447(祝・休日を除く月～金曜日、午前9時～午後5時)

### ●埼玉いのちの電話(電話相談)

☎048-645-4343(24時間365日)

## ヘルプカードをご存じですか？

障害者福祉課 Tel 2224-5785

Fax 2225-3033



ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載することのできる携帯用カードです。支援を必要とする方が、災害時や日常生活の中で困ったことがあったときに提示することで、状況にあった支援を受けやすくなります。「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」の両者をつなぐきっかけをつくります。

ヘルプカードは、障害者福祉課（本庁舎1階）・健康管理課（総合保健センター1階）で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、障害者福祉課までお尋ねください。  
対象：障害者手帳をお持ちの方および難病患者等、緊急時に支援を必要とする方

ヘルプカードは、多くの皆さんが知ることで、初めてその効果を発揮し、支援を必要とする方の安心につながります。ヘルプカードを示された時には、カードの内容に沿った手助けや配慮をお願いします。

## 路上喫煙はやめましょう！

資源循環推進課 Tel 2399-6267

Fax 2399-5054

路上での喫煙は、他の方にやけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。特に子どもや車椅子を使用する人にとって、たばこを持つ手は顔と同じ高さになるため、重大な事故につながりかねません。

また、吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を損ねるだけではなく、火災の危険もあります。

市では、「川越市路上喫煙の防止に関する条例」を定めています。この条例により、市内全域（道路や公園など屋外の公共の場所）で、路上喫煙をしないように努めなければなりません。

### ■加熱式たばこも同様です

加熱式たばことは、電気器具、たばこ葉（たばこ葉を加工した物も含む）を組み合わせ、燃焼させずに電気の加熱により発生した霧状のニコチンを吸引する新しいタイプのたばこ製品で、喫煙者の間で普及しています。

加熱式たばこの吸い殻も路上に捨てられています。紙巻たばこ同様、路上での喫煙はやめましょう。



### ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 平成30年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132 ☎224-1933  
テーマは「保健医療部の財務事務について」。報告書は、情報公開窓口（東庁舎1階）・図書館・公民館、市ホームページで確認できます。
- スポーツ安全保険をご活用ください スポーツ振興課 ☎224-6094 ☎224-8712  
（公助）スポーツ安全協会では、平成31年度スポーツ安全保険の加入受け付けをしています。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動等が対象です。加入依頼書などを公民館・川越運動公園で配布しています。詳しくは、同課までお尋ねください。
- 川越市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書の公表 こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786  
第二期川越市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて実施した、ニーズ調査結果の報告書を作成しました。報告書は4月1日（月）から、同課（本庁舎3階）、市ホームページで確認できます。
- 福玉相談センターのご案内 防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895  
福島県による県外避難者向けの相談窓口を県勤労者福祉センター（さいたま市）に開設しています。開設日時は月～金曜日、午前9時～午後5時。申し込みは福玉相談センター ☎0120-60-7722。

# 知っていますか？ 受動喫煙の害

たばこの煙には、有害な物質が含まれています

たばこの煙には、粒子成分約4300種類、ガス成分が約1000種類の合計約5300種類の化学物質が含まれていて、



そのうち約70種類には発がん性があります。喫煙者が吸っている煙だけでなく、たばこから立ち上る煙(副流煙)や喫煙者が吐き出す煙にも、多くの有害物質が含まれています。本人は喫煙しなくても、他人の喫煙により発生した煙にさらされることを受動喫煙と言います。

## 受動喫煙は健康に悪影響を与えます

受動喫煙により、多くの病気にかけやすくなります。

平成28年の厚生労働省の検討会報告書によると、受動喫煙との因果関係が「十分ある」と判定された病気や症状として、脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群(SIDS)、鼻への刺激感、子どものぜんそくの既往が報告されています。

また、わが国では受動喫煙が原因で、脳



卒中、虚血性心疾患、肺がんの病気にかけ、年間1万5千人が死亡していると推計されています(平成28年国立がん研究センター発表)。

## たばこを吸うあなたが今日からできること

### ●自宅やマイカーは禁煙にする

換気扇の下での喫煙や車の窓を開けての喫煙では、家族の受動喫煙を防ぐことはできません。また、ベランダでの喫煙は、近所の方に煙が届いているかもしれません。

### ●飲食店などでは、灰皿があっても周囲に配慮し、喫煙場所を考える

本当にここで喫煙しても大丈夫？ 自分

健康づくり支援課 Tel 229-4121

Fax 225-1291

のたばこの煙の行方を気にしましょう。

### ●これを機に、禁煙にチャレンジしてみる

## 飲食店・職場等の原則屋内禁煙が義務化されます

平成30年7月25日、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。

この法律改正の趣旨は、「望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定める」とされています。

また、望まない受動喫煙を防ぐため、飲食店・職場等をはじめとした多数の人が利用する施設の原則屋内禁煙が義務化されることとなりました。

この法改正により、多数の人が利用する全ての施設の管理者には、施設の類型ごとに決められた喫煙場所の設置ルールの遵守が義務付けられます。

施設管理者の皆さんは、新たなルールの適用に向けた準備を始めましょう。

\*規制の開始日は、2020年4月1日(一部の規制は2019年7月1日)です。

# 協働事業を募集します

地域づくり推進課 Tel 224-5705  
Fax 224-6705

協働推進事業制度は、「市民活動団体等」と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。来年度の「提案型協働事業」と「協働委託事業」を実施する団体を募集します。

詳しくは、4月1日(月)から同課(本庁舎3階)で配布する応募要項をご確認ください。市ホームページからもダウンロードできます。

応募期間：4月1日(月)～26日(金)

対象：次の全てを満たす市民活動団体等①市内に事務所または活動場所がある、②公益的な活動を行っている、③5人以上で構成している(宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体等は不可)  
\*「市民活動団体等」とは、自治会等の地域組織・NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等をいいます。

## 市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に取り組む協働事業を募集します。市は、その事業に対して経費の一部を補助すること、協働によるまちづくりを推



提案型協働事業「ブレママつながり事業」



提案型協働事業「川越百景絵画展」

進していきます。

補助金額：補助対象経費の2分の1(上限20万円)

申し込み：同課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「補助金申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて直接同課

## 市が提案する「協働委託事業」

市が提案する4つの事業について、市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。

### ①イーブンライフ in 川越

人権週間にちなみ、男女共同参画社会の実現を目指し、市民への啓発と理解を深めるためのイベントを実施する事業です。

### ②子育て情報誌作成

子育て中の方や、これから子育てする方が安心して子育てができるよう、行政の制度、各種相談窓口や出産・子育てに関する情報などを紹介する情報誌を作成する事業です。

### ③かわごえエコツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行う事業です。

### ④こえど市民活動ネットワークプロジェクト

市内の市民活動団体間のネットワークづくりや個人が活動を始めるきっかけとなるよう、情報紙の発行や講座等を行う事業です。

申し込み：同課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「事業提案書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて直接同課

## 川越市オンブズマン 制度をご利用ください

広聴課 Tel 224-5011  
Fax 222-5454

オンブズマン制度は、市民の権利・利益を守り、公正で信頼される市政を推進するため、市政への苦情や不服について、公正・中立な立場から解決を図る制度です。

### ●申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害に関わるものであれば、どなたでも申し立てることができます。申し立ては、同課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所にある「苦情申立書」に必要事項を記入し、郵送または直接申立書配布場所に提出してください(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所広聴課)。

### ●苦情の範囲

苦情の内容は、その事実があった日から1年以内のものに限ります。議会に関する事項など、調査できないものがありますので、あらかじめ同課にお尋ねください。

### ●川越市オンブズマン

松本弥生さん(代表・弁護士) ▼ 陸登美江さん(医療法人理事) ▼ 本山賢太郎さん(弁護士)